

東彼杵町国土強靱化地域計画

東彼杵町

令和2年8月策定

目 次

第1章	計画策定の趣旨、位置づけ	1
第2章	基本的な考え方	2
第3章	町の地域特性及び災害想定	3
第4章	脆弱性評価	4
第5章	本計画の推進方針	6
第6章	本計画の推進体制	6
別紙資料		8

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

第1節 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、長崎県においては、平成27年（2015年）12月に「長崎県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和2年（2020年）2月には第二回目の改訂を行ったところである。

東彼杵町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本町の強靱化に関する施策を国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定める。

国基本計画及び県地域計画と調和を図るとともに、国土強靱化に関して本町の総合計画や地域防災計画など他の計画の指針となるものである。

第3節 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度とし、以降、概ね5年毎に見直しを行う。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

本町の強靱化を総合的かつ計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討を行うことが重要である。大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念や国基本計画及び県地域計画を踏まえ、4つの基本目標を設定する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興が図られること

第2節 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、民間事業者、町民と連携・協力しながら強靱化を推進する。

3 効果的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を削減し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を推進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 町の地域特性及び想定するリスク

第1節 東彼杵町の地域特性

1 位置・地形

本町は、長崎県のほぼ中央部で東彼杵郡の東端に位置し、東西に長く 14.2 k m、南北に 9.2 k m の長方形をなし、東南は大村市、北西は川棚町、南西は大村湾に臨み、東北は佐賀県境に接し、大村湾沿岸より北に急傾斜をなし、県境多良山系に至る総面積 74.28 k m² で耕地 22.0%、宅地 1.5%、山林原野 59.9%、道路、河川、その他となっている。

地勢は南西を大村湾に臨み、海岸線平坦部から北に向かって急傾斜をなし、8 溪谷の多良山系に扇状の起伏が見られるとともに、大小 10 条余の河川が大村湾に注ぐ複雑な地勢をなしている。

2 気象概況

本町の平均の年平均気温は 17℃内外で、比較的温暖で寒冷の差も少なく、年間降水量 1,500mm 前後である。6～7 月の梅雨の時期、梅雨前線がしばしば活性化し、大雨または集中豪雨が、初夏から秋にかけて台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨に見舞われることがある。また、冬期における降雪量は少なく、積雪は 10cm をこえることはほとんどない。

3 人口（将来推計）

本町の人口は、昭和 20 年（1945 年）の 13,813 人をピークに減少に転じ、平成 27 年（2015 年）の国勢調査では 8,298 人となっている。将来の人口は、今後も人口減少が続くものとみられ、東彼杵町人口ビジョン（平成 27 年（2015 年）10 月策定）において、令和 42 年（2060 年）には、現在の約 4 割以下の 3,388 人まで減少すると予測されています。

また、年齢区分別の人口は、15 歳～64 歳の生産年齢人口の減少傾向が続いており、令和 12 年（2030 年）には、65 歳以上の老年人口を下回ると予測されています。一方で、65 歳以上の人口は増加傾向にあるものの、令和 7 年（2025 年）以降は、総人口の減少に合わせ、減少に転じると予測されています。

4 想定するリスク

長崎県において被害が発生した災害や、国基本計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本計画が想定するリスクは本町において想定される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとする。

※本町における脅威と感じている自然災害

土砂災害、台風等による風水害（暴風、豪雨等）、大村－諫早北西付近断層帯地震

第 4 章 脆弱性評価の実施

第 1 節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性を踏まえ、8 項目の「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる 33 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
I 人命の保護が最大限図られる	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	
			1-2	学校や社会福祉施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
			1-3	異常気象等による広域かつ長期的な浸水	
			1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
			1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
			2-2	避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態	
			2-3	長期にわたる孤立集落等の同時発生	
			2-4	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	
			2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺	
			2-6	被災地域における疫病・感染症等の大規模な発生	
	II 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2			防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態	
	III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
5-2				主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	
5-3				食料等の安定供給の停滞	
IV 迅速な復旧復興が図られる	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止	
			6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
			6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	
			6-4	異常湧水等により用水の供給の途絶	
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	大規模火災の発生	
			7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
			7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
8	大規模自然災害発生後	7-4	有害物質の大規模拡散による被害の拡大		
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に				

	であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を行った。

（別紙資料「脆弱性の分析・評価、課題の検討」参照）

第5章 本計画の推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、担当課を明確にしたうえで、関係部局等との推進体制を構築し、必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性、効率性が確保できるよう十分に配慮する。

（別紙資料「リスクへの対応方針の検討 推進方針」「重要業績指標」参照）

第6章 本計画の推進体制

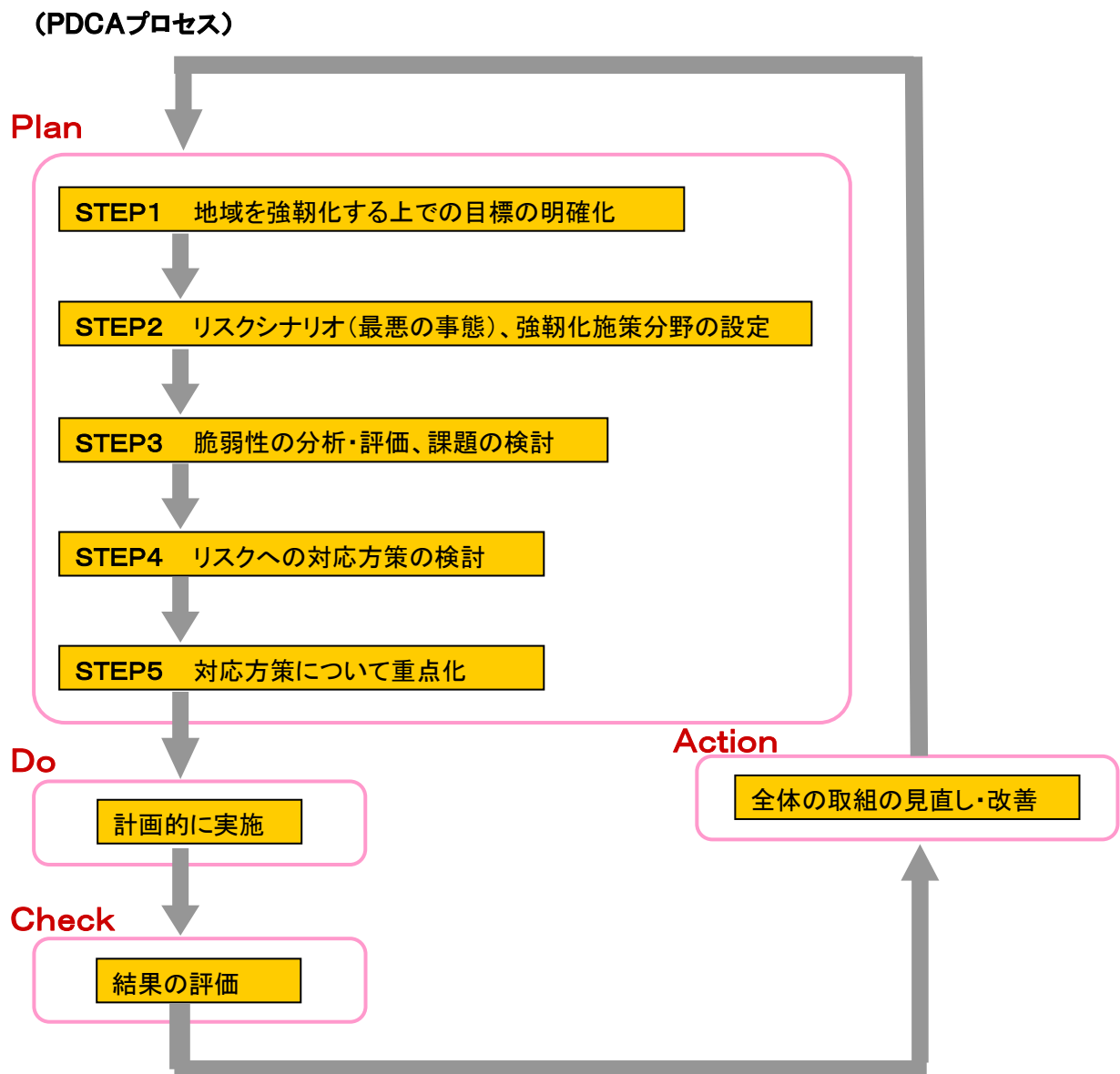
第1節 本計画の推進体制

本計画は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧、復興を可能にするための事前対策であり、その取組みは広範な各課の所掌にまたがる。

したがって、本計画の推進にあたっては、各課の横断的な体制のもと、国・県の関係組織、近隣の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携、協力しながら進めていく。

第2節 本計画の進捗管理

本計画に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、その進捗管理を以下のPDCAサイクルにより行うこととし、定期的に指標や各施策の進捗状況を把握、検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。



別紙資料

【リスクシナリオごとの】

- 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- リスクへの対応方針の検討 推進方針

- 重要業績指標

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○住宅・建築物の耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細かな対策が必要である。</p> <p>○学校施設等については、避難所等として利用されることもあることから、耐震化は全ての施設において完了しているが、多くの施設が建築後30年以上経過し老朽化しているため計画的な改修等を行う必要がある。</p> <p>○社会体育施設の耐震補強及び学校施設の非構造部材の耐震化が未整備であり、災害時の避難場所としての機能を確保するためにも、耐震化事業を促進する必要がある。</p> <p>○学校施設等の避難所は、高齢者や障がい者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。</p> <p>○文化財建造物の安全性を高めるため、耐震対策を促進する必要がある。</p>	<p>○住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を地域と連携して推進する。</p> <p>○学校施設等長寿命化計画に基づく改修等について、国庫補助制度等を活用しながら計画的に行う。</p> <p>○町立学校において、非構造部材の耐震化を進める。また、地域防災計画で避難場所として指定している社会体育施設の全てについて耐震診断を実施し、構造体及び非構造部材の耐震化整備を進める。</p> <p>○災害時には高齢者や障がい者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改修、大規模改修を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努めているが、未対応の施設については、計画的に改修を行う。</p> <p>○文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・耐震方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行う。</p>

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。</p> <p>○大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な道路が狭くて緊急車両が入れない斜面地にある集落・住宅地等の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により計画的な解消を図る必要がある。</p> <p>○大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p> <p>○帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。</p> <p>○町内の空き家は実数、空き家率ともに増加し続けており、このうち老朽危険空き家については、地域の防災や防犯に不安を与えているため、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。</p>	<p>○民間建築物の耐震診断、耐震改修計画の作成を支援することにより民間住宅の耐震化を推進する。</p> <p>○火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震等に著しく危険な斜面地にある集落・住宅地などの改善整備については、住宅の耐震化などにより計画的な改善を図る。</p> <p>○大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。</p> <p>○民間事業者等と連携しながら帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。</p> <p>○空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態調査や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。</p>

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
<p>(重要業績指標)</p> <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップの作成 (R2 作成済み) → 【R6】 随時見直しを行う ○小型動力ポンプ更新 【R2】 2台 → 【R4】 2台、【R5】 2台 ○小型動力ポンプ積載車更新 【R2】 2台 → 【R3】 2台、【R4】 2台、【R6】 1台 ○道の駅「彼杵の荘」の防災拠点整備事業 【R4】 <p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断実施済数 【R1】 3件 → 【R6】 10件 <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会体育施設の耐震化率 【R1】 0% → 【R5】 100% ○学校非構造部材の耐震化率 【R1】 0% → 【R5】 100%

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-2 学校や社会福祉施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p> <p>○学校、社会体育施設等については、避難所等にも利用されることもあることから、さらに機能保全を図ることを目的に、更新、維持補修を行う必要がある。</p> <p>○社会体育施設の耐震補強及び学校施設の非構造部材の耐震化が未整備であり、災害時の避難場所としての機能を確保するためにも、耐震化事業を促進する必要がある。</p> <p>○学校、社会体育施設等の避難所は、高齢者や障がい者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。</p> <p>○老朽化が著しい公営住宅についても、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要がある。</p>	<p>○住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を関係課と連携して推進する。</p> <p>○社会体育施設については、国庫補助制度を活用しながら耐震化を推進する。</p> <p>○町立学校において、非構造部材の耐震化を進める。また、地域防災計画で避難場所に指定している社会体育施設の全てについて耐震診断を実施し、構造体及び非構造部材の耐震化整備を進める。</p> <p>○学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障がい者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改修、大規模改修等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。</p> <p>○公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を進める。</p>

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-2 学校や社会福祉施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
(重要業績指標)	
【総務課】	
○自主防災組織の組織率	【R2】 100% → 【R6】 そのまま維持する
○指定緊急避難場所の指定数	【R2】 10 施設 → 【R6】 そのまま維持する
○指定避難所の指定数	【R2】 13 施設 → 【R6】 そのまま維持する
○福祉避難所の指定数	【R2】 2 施設 → 【R6】 3 施設
【税財政課】	
○公共施設等総合管理計画	【H28】 策定済み → 【R6】 適宜見直しを行う
【教育委員会】	
○学校非構造部材の耐震化率	【R1】 0% → 【R5】 100%
○社会体育施設の耐震化率	【R1】 0% → 【R5】 100%
【建設課】	
○公営住宅等長寿命化計画	【H23】 策定済み → 令和3年度改訂予定
○公営住宅の耐震化率	【R2】 27.6% → 【R6】 48%

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な浸水	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの作成に取り組む必要がある。なお、施設整備については、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集約的に行う必要がある。</p> <p>○大雨による道路冠水被害の多い地区における排水対策のため、排水路を計画的に整備する必要がある。</p> <p>○河川については、定期的な点検を行うなど適正な維持管理を行う必要がある。</p> <p>○多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を推進する必要がある。</p>	<p>○河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水施設整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップのさらなる周知を図るとともに、カバーエリアを拡大するなどソフト対策を推進する。</p> <p>○大雨による道路冠水被害が多い地区については、側溝の整備を行う。</p> <p>○河川については、定期的な点検を行うなど適正な維持管理を行う。</p> <p>○多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を推進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【総務課・建設課】</p> <p>○洪水ハザードマップ作成 【R2】 1箇所 → 【R6】 2箇所</p>	

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○土砂災害に対する危険箇所が多く存在しており、大規模な災害の発生が懸念される。</p> <p>○土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を多く抱える本町では、土砂災害に対する施設整備や土砂災害防止法による警戒区域の指定が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。</p> <p>○山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池の耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。</p> <p>○1次産業の担い手の減少の中で大規模災害発生時には、長期間にわたり農山漁村の地域活動の停滞や森林・農地の国土保全機能の一層の低下が懸念される。</p>	<p>○総合防災ポータルを活用や町の防災情報伝達手段を充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。</p> <p>○土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を周知するため、土砂災害警戒区域等の指定に伴うハザードマップの早期作成と見直し、避難訓練等の充実により警戒避難体制の確立を図る。併せて、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。</p> <p>○ため池の点検とそれを踏まえた施設のハード対策及びハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。</p> <p>○有害鳥獣対策等を徹底した上で、集落営農組織等の既存の組織に対する危機意識の醸成を図る。また、森林整備にあたっては、新たな森林経営管理システムの推進とともに、下層植生維持による生態系生息環境へ配慮した森林づくりに取り組む。</p>

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(重要業績指標)

【総務課】

○土砂災害ハザードマップの作成 【R2】 364 箇所 → 【R6】 随時見直しを行う

【建設課】

○土砂災害警戒区域の指定率 【R2】 100% → 【R6】 随時見直しを行う

○防災重点ため池のハザードマップ作成 【R2】 7 箇所 → 【R6】 13 箇所

○防災重点ため池の浸水想定区域図作成 【R2】 16 箇所 → 【R6】 21 箇所

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○情報伝達手段の多様化により、町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。</p> <p>○情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、人材育成を推進する必要がある。</p>	<p>○平成 30 年度に整備した防災情報提供システムの効果的な活用を図るとともに、システムの検証により他の伝達手段との連携などシステム性能の向上に努め、更なる着実な運用を推進する。</p> <p>○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修や訓練等を通じて職員の人材育成を推進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【総務課】</p> <p>○防災情報提供システム戸別受信機設置世帯数 【R2】 776 世帯 → 【R6】 900 世帯</p>	

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速行われる	
2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を推進する必要がある。</p> <p>○発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。</p> <p>○「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。</p> <p>○発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて「東彼杵町建設事業協同組合との大規模災害発生時における支援活動に関する協定書」に基づく防災訓練を実施する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【総務課】</p> <p>○災害時応援協定の締結数 【R2】 2 団体 → 【R6】 5 団体</p> <p>○防災訓練の実施回数 【R2】 0 回/年 → 【R6】 1 回/年</p>	

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速行われる	
2-2 避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○避難所設置・運営マニュアルを作成する必要がある。</p> <p>○避難所においては、男女別の更衣室や授乳スペースの設置など女性に配慮した避難所運営が必要。</p> <p>○高齢者、障がい者等の避難行動要支援者名簿は策定済みだが、個別支援計画の早期策定を進める必要がある。</p> <p>○避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群やストレス性疾患が発生しないよう、予防対策を行う必要がる。</p> <p>○ペットと同行できる避難場所の確保や長期にわたる預かり希望者への対応が必要。また、仮設住宅への入居基準にペット同伴者への配慮が必要。</p>	<p>○国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルを策定し、地域住民による主体的な避難所運営に資する訓練の実施により、その実効性を検討する。</p> <p>○避難所運営にあたっては、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるよう、女性等、多様な主体が参画することが肝要であり、避難所運営マニュアルを作成するにあたっては、その点に配慮する。</p> <p>○個別支援計画については、民生委員、地区長等の協力により、地域の実情に応じた策定を推進する。</p> <p>○避難者の健康状態のチェックと、手洗い、うがい、マスク着用を推奨する。また、感染症対策に効果的な物資の備蓄に努める。</p> <p>○国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、県で策定した「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」や「避難所等におけるペット受入れ対応マニュアル」を参考とする。併せて、災害時のペット診療相談体制について、保健所、県獣医師会との連携を強化する。</p>

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速行われる	
2-2 避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○介護保険給付費の増大を抑制するため、地域コミュニティによる住民の自発的な健康づくりを最優先においた施策を実施するとともに、介護サービス利用者にとって必要なサービスが適切に提供されるように、介護給付適正化事業を実施する必要がある。災害時には、要介護が高い方、また、認知症の方がおられた場合は、介護施設との連携を強化し避難場所を決定する必要がある。</p>	<p>○災害時に要介護が高い方、また、認知症の方がおられた場合は、地域住民、介護施設との連携を強化し、避難場所を決定する。</p>

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-2 避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態

(重要業績指標)

【総務課】

○避難所設置・運営マニュアル 【R3】策定予定

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速行われる	
2-3 長期にわたる孤立集落等の同時発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○台風常襲地帯であり、大規模災害の脅威を有しているため、道路や港湾施設の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮・高潮対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。</p> <p>○災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。</p> <p>○広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあり、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの取組促進、改善を図る必要がある。</p> <p>○山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。</p>	<p>○孤立集落が発生した場合、必要に応じて物資搬送、孤立者搬送を行う。孤立集落が広域かつ多数で発生した場合は、自衛隊ヘリコプター等の要請を長崎県に要請し、連携して対応する。</p> <p>○町民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。</p> <p>○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を推進する。</p> <p>○代替輸送路の情報の収集や制度の向上に努める。</p>

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-3 長期にわたる孤立集落等の同時発生

(重要業績指標)

【総務課】

○災害時応援協定の締結数 【R2】 2団体 → 【R6】 5団体

○災害時における飲食料、生活物資の供給協力に関する協定数 【R2】 なし → 【R6】 3団体

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速行われる	
2-4 警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。また、訓練や研修会を通じて、常備消防との連携強化を図る必要がある。</p> <p>○地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。</p>	<p>○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団の体制・装備・訓練の充実強化と自主防災組織との連携強化を図る。</p> <p>○消防施設の耐震化等、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、移動系防災行政無線設備の適切な運用と高度化を着実に推進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【総務課】</p> <p>○消防団救助用資機材搭載型消防自動車 【R2】2台 → 【R6】そのまま維持する</p> <p>○消防団詰所等の防災拠点施設整備 【R3】消防第4分団詰所新築 【R6】消防第1分団詰所新築</p>	

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速行われる	
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○広域のかつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。</p> <p>○社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。</p>	<p>○被災時における大量の傷病者に対応するため、医師会と災害時協定を締結し、災害拠点病院や地域の二次救急医療期間相互の連携強化を推進する。</p> <p>○大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。</p>

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速行われる

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺

(重要業績指標)

【総務課】

○災害対応訓練の数 【R2】 0回/年 → 【R6】 1回/年

【健康ほけん課】

○糖尿病の重症化予防 【R6】 100人

○特定検診受診率 【R6】 70%

○がん検診受診率 【R6】 30～50%

○3歳児の適正体重の割合の維持 【R6】 94.8%以上

○40歳から60歳代の肥満者の減少 【R6】 男性 28.7%、女性 21.0%以下

○3歳児のむし歯のある者の減少 【R6】 26%未満

○歯周疾患検診受診率の向上 【R6】 13%以上

○成人の喫煙率の減少 【R6】 男性 21.3%、女性 3.0%未満

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	
3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○町の行政運営のほか、防災拠点としての重要な役割を担う本庁舎は、耐震化率が5割に留まり、老朽化が進んでいる。また、電力供給遮断等の非常時に備え、非常用自家発電設備の整備が必要である。</p> <p>○業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。</p> <p>○電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。</p> <p>○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通高速ネットワークの構築等や橋梁長寿命化対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>○重要な防災拠点としての安全性能基準を満たし、災害対策機能を十分に発揮できるように新庁舎の整備を行う。</p> <p>○被災リスクに備えた連携スキームの構築（救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等）を推進する。</p> <p>○電力供給遮断時等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、民間業者との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。</p> <p>○行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のために東彼杵道路の事業化に向けた要望活動の推進、東彼杵町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕の着実な進捗を図る。</p>

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	
3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
○庁舎被災時のバックアップ拠点となる総合会館は、構造体については耐震基準を満たしているものの、非構造部材の耐震化が未整備であり、早急に整備する必要がある。また、非常用電源についても3時間程度の稼働しかできないため、3日間程度の稼働が可能となるように機能向上を図る必要がある。	○総合会館の非構造部材の耐震化促進並びに非常用電源装置の大容量化整備を進める。
(重要業績指標) 【総務課】 ○業務継続計画（BCP） 【H29】策定済み → 【R6】随時見直しを行う 【建設課】 ○橋梁修繕済箇所数 【R1】6橋 → 【R6】19橋	

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	
4-1 電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>○公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障をきたすなど様々な影響が考えられることから、非常時の代替電源の確保を図る必要がある。</p> <p>○電力供給停止に備え、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を促進する必要がある。</p>	<p>○情報通信機能の確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・高潮等の地域の防災対策を着実に進める。</p> <p>○公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障をきたすなど様々な影響が考えられることから、非常時の代替電源の確保を図る。</p> <p>○電力供給停止に備え、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を促進する。</p>
(重要業績指標) なし	

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	
4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるよう代替手段の整備を促進する必要がある。	○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるようインターネット、SNS等の代替手段の整備を促進する。
(重要業績指標) なし	

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要がある。</p> <p>○製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>○大規模自然災害後であっても、経済活動に多大な影響を与えないためには、交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要がある。</p>	<p>○大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、農業生産基盤の整備を促進する。</p> <p>○製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する。</p> <p>○町道の路面性状調査による舗装長寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い適切な管理体制を強化する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【建設課】</p> <p>○地域高規格道路「東彼杵道路」L=約 20km の新規事業化</p>	

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	
5-2 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める必要がある。</p> <p>○幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・町の関係部署が連携し検討を進める必要がある。</p> <p>○緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>○町内各医療機関への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にする。</p> <p>○幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、長崎県道路メンテナンス会議における定期的な情報共有など、国県町の関係部署間の情報共有体制の構築を進める。</p> <p>○緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>なし</p>	

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	
5-3 食料等の安定供給の停滞	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○大規模自然災害後であっても、食料の安定供給を維持するためには、交通インフラを強化し、複数のルートを確認することにより物流の停止を防ぐ必要がある。</p> <p>○災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制を整備する必要がある。</p> <p>○大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要がある。</p> <p>○有害鳥獣による農業被害額の軽減及び農業生産基盤の強化をはかるため、鳥獣被害防止計画に基づき、ハード対策としてワイヤーメッシュ柵や電気柵等の防護柵の整備、ソフト対策として捕獲機器の購入や狩猟免許取得助成、緊急捕獲対策事業（有害捕獲）等の総合的な対策を実施する必要がある。</p> <p>○中山間地域を多く占める本町において、豪雨等の大規模災害により農業等生産基盤の損失が大いに懸念される。</p>	<p>○町道の路面性状調査による舗装長寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い適切な管理体制を強化する。</p> <p>○飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。</p> <p>○大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。</p> <p>○有害鳥獣による農業被害額の軽減及び農業生産基盤の強化をはかるため、鳥獣被害防止計画に基づき、ハード対策としてワイヤーメッシュ柵や電気柵等の防護柵の整備、ソフト対策として捕獲機器の購入や狩猟免許取得助成、緊急捕獲対策事業（有害捕獲）等の総合的な対策を実施する。</p> <p>○日本型直接支払いに取り組んでいる集落などの組織を活かし、農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の地阿世整備を推進する。</p>

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-3 食料等の安定供給の停滞

(重要業績指標)

【総務課】

○災害時協定の締結数 【R2】2団体 → 【R6】5団体

【農林水産課】

○イノシシによる農業被害額 【R1】389万円 → 【R4】301万円

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	
6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○水道施設については、東彼杵町水道ビジョン及び東彼杵町水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新及び耐震化を継続実施する必要がある。</p> <p>○大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する必要がある。</p>	<p>○水道施設については、東彼杵町水道ビジョン及び東彼杵町水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新及び耐震化を継続実施する。</p> <p>○大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する。また、各家庭や民間事業者等による飲料水の備蓄を促進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【水道課】</p> <p>○水道事業業務継続計画（BCP） 【R2】策定予定 → 【R6】迅速且つ円滑な実施を可能とする人材育成を行う</p>	

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	
6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○下水道区域外の浄化槽設置対象区域では、浄化槽の設置を促進する必要がある。</p> <p>○汚水処理施設（公共下水道施設、農業・漁業集落排水施設）の耐震化と併せ、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化等を行う必要がある。</p> <p>○老朽化する下水道施設について、計画的な更新や長寿命化対策を推進する必要がある。</p>	<p>○浄化槽の設置を促進するため、浄化槽設置対象区域に対し浄化槽設置整備事業等の助成制度などのPR活動を実施する。</p> <p>○施設の耐震化と併せ、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化等に努める。</p> <p>○施設の長寿命化を図ることを念頭に、発災時においても安定した施設機能を維持できるよう、老朽化施設の計画的な改修を行う。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【水道課】</p> <p>○下水道施設ストックマネジメント計画 【R2】 策定予定</p> <p>○下水道事業業務継続計画（BCP） H28年度策定済み → 【R6】 随時見直しを行う</p> <p>【町民課】</p> <p>○合併浄化槽設置数 【R2】 974基 → 【R6】 1,114基</p>	

<p>6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。</p>	
<p>6-3 地域交通ネットワークが分断する事態</p>	
<p>脆弱性の分析・評価、課題の検討</p>	<p>リスクへの対応方針の検討 推進方針</p>
<p>○災害により被害を受けた自動車のユーザーに対し、諸手続きの相談等に円滑に対応する必要がある。</p> <p>○緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>○幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・町の関係部署が連携し検討を進める必要がある。</p> <p>○被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める必要がある。</p> <p>○輸送ルールを確保するために、地震、水害、土砂災害対策等や、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築等や長寿命化対策を着実に進める必要がある。</p>	<p>○災害により被害を受けた自動車のユーザーに対し、諸手続きの相談等に円滑に対応する。</p> <p>○緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する。</p> <p>○幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、長崎県道路メンテナンス会議における定期的な情報共有など、国・県・町の関係部署間の情報共有体制の構築を進める。</p> <p>○町内各医療機関への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にする。</p> <p>○輸送ルートを確保するための地浅く（道路の防災、震災対策やリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のために東彼杵道路の事業化に向けた要望活動の推進、東彼杵町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕の着実な進捗を図る。</p>

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(重要業績指標)

【建設課】

- 橋梁修繕済箇所数 【R1】6橋 → 【R6】19橋
- 地域高規格道路「東彼杵道路」L=約20kmの新規事業化

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	
6-4 異常渇水等により用水の供給の途絶	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の漏水防止等の機能強化、水資源関連施設の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組みを推進する必要がある。</p> <p>○水道施設の老朽化対策を推進するとともに、地下水や雨水、再生水等の多様な水源の利用を検討する。</p>	<p>○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の漏水防止等の機能強化、水資源関連施設の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組みを推進する。</p> <p>○大規模な維持改修更新については、国・県の各種事業を有効利用するなどの取組みを推進する。</p>
(重要業績指標)	
なし	

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-1 大規模火災の発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○消防団や自主防災組織の充実強化や研修・訓練等の充実を図るなど、ソフト対策を組み合わせ横断的に対応する必要がある。</p> <p>○消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動をはじめ大規模自然災害発生時の避難誘導や二次災害の防止など重要な役割を担っている。地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくためには、消防団員に対する安全対策を徹底する必要がある。</p> <p>○災害時の医療確保のため、平時から災害を想定した訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する必要がある。</p>	<p>○消防団や自主防災組織の充実強化や研修・訓練等の充実を図るなど、ソフト対策を組み合わせ横断的な対応を推進する。</p> <p>○地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくために、消防団活動安全マニュアルを見直し・修正するなど消防団員に対する安全対策の徹底を図る。</p> <p>○災害時の医療確保のため、平時から災害を想定したDMA Tの養成や訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【総務課】</p> <p>○消防団員の充足率 【R2】 96.0% → 【R6】 100%</p> <p>○消防団活動安全マニュアル 【H27】 策定済み → 随時見直しを行う</p> <p>○災害対応訓練の実施数 【R2】 0回/年 → 【R6】 1回/年</p>	

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。</p> <p>○公営住宅の適正な管理を図る必要がある。</p>	<p>○沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成を支援することにより民間住宅の耐震化を推進する。</p> <p>○「東彼杵町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の計画的な改善・改修等を行う。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【建設課】</p> <p>○耐震診断実施済数 【R1】3件 → 【R6】10件</p>	

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設管理計画に基づいた適切な維持管理を行う必要がある。</p> <p>○国、県、町、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策をとる必要がある。</p> <p>○農業用ため池の耐震化対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。</p>	<p>○人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設管理計画に基づいた適切な維持管理を行う必要がある。</p> <p>○国、県、町、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策を推進する。</p> <p>○大規模地震が発生し、ため池が決壊した場合の浸水想定区域図及びハザードマップの作成、周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【税財政課】</p> <p>○公共施設等総合管理計画 【H28】 策定済み → 適宜見直しを行う</p> <p>○防災重点ため池のハザードマップ作成 【R2】 7箇所 → 【R6】 13箇所</p> <p>○防災重点ため池の浸水想定区域図作成 【R2】 16箇所 → 【R6】 21箇所</p>	

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-4 有害物質の大規模拡散による被害の拡大	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
○有害物質の拡散等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定した災害廃棄物処理計画を整備する等、引き続き国や県など関係機関と連携して対応する必要がある。	○有害物質の拡散等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定した災害廃棄物処理計画を整備し、国や県など関係機関と連携して対応する。
<p>(重要業績指標)</p> <p>【町民課】</p> <p>○災害廃棄物処理計 【R2】未策定 → 【R3】策定予定</p>	

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域野主体性・共同力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。</p> <p>○森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間髪等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティと等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。</p> <p>○有害鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「棲み分け」、「防護」、「捕獲」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。</p>	<p>○地域の主体性・協同力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。</p> <p>○森林が有する多面的機能を発揮するため、新たな森林経営管理シスムテのもと、各種事業を活用しながら、地域コミュニティや森林ボランティア等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸成活動等により、森林の整備・保全活動を実施する。</p> <p>○有害鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において「棲み分け」、「防護」、「捕獲」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。</p>

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(重要業績指標)

【農林水産課】

○イノシシによる農業被害額 【R1】 389 万円 → 【R4】 301 万円

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-6 風評被害等による町内経済への甚大な影響	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションをしておく必要がある。</p> <p>○失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。</p>	<p>○災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションを行う。</p> <p>○失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。</p>
(重要業績指標) なし	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計にあわせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。</p> <p>○災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を推進する必要がある。</p> <p>○災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、非常時の処理能力を確保する必要がある。</p>	<p>○災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や町有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保を進めていく。</p> <p>○県と連携して、P C Bやアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握し、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた県及び町における災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <p>○災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、非常時の処理能力の確保を図る。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【町民課】</p> <p>○災害廃棄物処理計画 【R2】未策定 → 【R3】策定予定</p>	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○行政機関と建設関係団体との災害協定の締結や広域的な支援協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取り組みが進められている。道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取り組みを行う必要がある。</p> <p>○災害対応にあたる職員及び施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関からの応援職員の受入れ体制について、協定を締結したうえで、予めシミュレーションしておく必要がある。</p> <p>○地震、津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業は、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保育成を図るための取り組みが必要である。</p>	<p>○道路啓開等の復旧・復興を行う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を行う横断的な取り組みを推進する。</p> <p>○災害対応にあたる職員、施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関からの応援職員の受入れ体制について、協定の締結などを推進する。</p> <p>○減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策を推進する。</p>
<p>（重要業績指標）</p> <p>【総務課】</p> <p>○他自治体との災害時における相互応援協定 【R2】 9 団体 → 【R6】 10 団体</p> <p>○災害時受援計画の策定 【R2】 未策定 → 【R3】 策定予定</p>	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。町はハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取り組みを充実するとともに、関係団体や地域と連携しながら対応する必要がある。</p> <p>○自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを行う必要がある。</p> <p>○地域単位で子どもから高齢者までが参加できる防災・減災活動の取り組みを実施する必要がある。</p> <p>○災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る必要がある。</p>	<p>○災害が起きたときの対応力を向上するため、必要なコミュニティ力の構築を推進する。国、県、町が協力して、各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育、自主防災組織結成の促進等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取り組みを充実させる。</p> <p>○自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを推進する。</p> <p>○地域単位で子どもから高齢者までが参加できる防災・減災活動の取り組みを推進する。</p> <p>○改正災害対策基本法にそった要配慮者の避難支援対策を促進する。</p> <p>○施設や医療機関の管理者がおこなう、入所者及び入院者の避難確保計画作成を支援する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【総務課】</p> <p>○自治会加入率 【R2】 74.4% → 【R6】 80%</p> <p>○自主防災組織の組織率 【R2】 100% → そのまま維持する</p> <p>○防災訓練の実施回数 【R2】 0回/年 → 【R6】 1回/年</p>	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。</p> <p>○輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害、土砂災害対策等や、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築等や橋梁長寿命化対策を着実に進める必要がある。</p>	<p>○交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建築物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を県及び施設管理者や地域と連携して推進する。</p> <p>○輸送ルートを実際に確保するための対策（道路の防災、震災対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のために東彼杵道路の事業化に向けた要望活動の推進、東彼杵町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕の着実な進捗を図る。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【建設課】</p> <p>○橋梁修繕済箇所数 【R1】 6 橋 → 【R6】 19 橋</p> <p>○地域高規格道路「東彼杵道路」 L=約 20km の新規事業化</p>	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
<p>○地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。</p> <p>○河川流域の低い土地では、大雨時に浸水から迅速に避難する必要がある。</p>	<p>○地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。</p> <p>○河川の監視カメラ及び水位計の設置を促進し、住民へリアルタイムに情報を提供して迅速に避難する取組を推進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【総務課】</p> <p>○洪水ハザードマップ作成 【R2】 1箇所 → 【R6】 2箇所</p>	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-6 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方針の検討 推進方針
○応急仮設住宅用地等は、町有地を基本とし、候補地を選定する必要がある。	○災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。
(重要業績指標) なし	

(別紙) 関連事業等

リスクシナリオに関連した事業について下記のとおり整理する。

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
1-2 学校や社会福祉施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な浸水
1-4 土砂災害等による多数の死傷者のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
■無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業）
■消防防災施設整備費補助金（地域防災拠点施設）
■学校施設環境改善交付金（学校施設の耐震化等）
■社会福祉施設等施設整備費補助金
■農産漁村振興交付金
■社会資本整備総合交付金
■空き家対策総合支援事業（空き家の除却）
■災害時拠点強靱化緊急促進事業（帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備）
■長崎北圏域砂防設備等緊急改築事業
■長崎北圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業
■長崎北圏域総合流域防災事業（砂防事業等）
■長崎北圏域総合流域防災事業（基礎調査）
■長崎北圏域総合流域防災事業（情報基盤）
■長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業
■長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業（戸建木造住宅耐震化事業）
■ブロック塀等の安全確保に関する事業
■子育て応援住宅支援事業
■公営住宅等整備事業（公営住宅の建替え工事）
■公営住宅ストック総合改善事業（公営住宅の耐震補強工事等）
■公営住宅等ストック総合改善事業に関わる地域住宅政策推進事業（公営住宅のアスベスト成分調査）
■土砂災害ハザードマップ作成事業
■道の駅「彼杵の荘」の防災拠点整備事業
2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2 避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態
2-3 長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-4 警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
2-5 医療施設及び関係者の絶対的な不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺
2-6 被災地域における疫病・感染症等の大規模な発生
■無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業）

<ul style="list-style-type: none"> ■ 消防防災施設整備費補助金（地域防災拠点施設） ■ 学校施設環境改善交付金（学校施設の耐震化等） ■ 防災・安全交付金 ■ 災害時拠点強靱化緊急促進事業（帰宅困難者の受入拠点となる施設の整備） ■ 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 ■ 長崎北圏域砂防設備等緊急改築事業 ■ 長崎北圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 ■ 長崎北圏域総合流域防災事業（砂防事業） ■ 彼杵港改修事業
3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉施設等施設整備費補助金（非常用自家発電設備整備） ■ 特定洪水対策等推進事業費補助金 ■ 特定土砂災害対策推進事業費補助 ■ 海岸保全施設整備連携事業 ■ 大規模海岸保全施設改良事業 ■ 水産基盤整備事業（漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策） ■ 農村漁村地域整備交付金 ■ 海岸事業（漁港海岸） ■ 長崎北圏域砂防設備等緊急改築事業 ■ 長崎北圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 ■ 長崎北圏域総合流域防災事業（砂防事業等）
4-1 電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
<ul style="list-style-type: none"> ■ 無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業） ■ 長崎北圏域砂防設備等緊急改築事業 ■ 長崎北圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 ■ 長崎北圏域総合流域防災事業（砂防事業等）
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
5-2 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
5-3 食料等の安定供給の停滞
<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会資本整備総合交付金（道路事業） ■ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ■ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ■ 鳥獣被害防止総合対策交付金 ■ 長崎北圏域砂防設備等緊急改築事業 ■ 長崎北圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 ■ 長崎北圏域総合流域防災事業（砂防事業等） ■ 東彼杵道路 L=約 20km
6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
6-4	異常渇水等による用水の供給の途絶
	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道防災事業費補助 ■循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） ■東彼杵道路 L=約 20km ■彼杵港改修事業
7-1	大規模火災の発生
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7-4	有害物質の大規模拡散による被害の拡大
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7-6	風評被害等による町内経済への甚大な影響
	<ul style="list-style-type: none"> ■消防防災施設整備費補助金（地域防災拠点施設） ■治山事業 ■森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ■鳥獣被害防止総合対策交付金
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ■防災・安全交付金 ■社会資本整備総合交付金 ■東彼杵道路 L=約 20km